

<第5条関係>

**審 査 基 準 表**  
(令和3年度海岸漂着物発生抑制対策に係る啓発業務委託)

審査項目		審査内容	配点	点数
企画 全体	コンセプト	企画のコンセプトが明確であり、事業目的と一致しているか。	20	
テレビ CM	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	15	
	効果	放送回数・時間帯が仕様書の条件を満たし、効果的な啓発につながる放送が期待できるか。 ※条件 ・放送期間 令和3年9月～10月の間で1か月 ・放送回数 合計140回以上	15	
ポスター	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	5	
	デザイン	趣旨を理解できるデザインとなっているか。	10	
	効果	海岸漂着物の発生抑制に係る啓発を促進するものとなっているか。	5	
その他	訴求力	海岸漂着物等の現状に対する理解を促進する内容となっているか。	10	
	効果	CM、ポスターの他、業務の目的を実現するために効果的な広報宣伝の提案内容となっているか。	10	
実施体制、 スケジュール		実施体制及びスケジュールは適切か。	10	
合 計			100	

**【審査方法】**

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。  
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

**【評価基準（5段階）】** ※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案